



産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 6年 12月 16日

埼玉県知事

申請者 〒133-0061

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社 京 葉 興 業

氏 名 代表取締役 鈴木 宏 和



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3678-0111

担当者名 遊佐仁 松島正和

電話番号 03-3678-1240

FAX番号 03-3678-6514

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	(区分) <u>積替え保管を 含む</u> ・ <u>除く</u>	
	(廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。 ① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ 紙くず ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず ⑩ 動植物性残さ ⑪ 動物系固形不要物 ⑫ ゴムくず ⑬ 金属くず ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮ 鉱さい ⑯ がれき類 ⑰ 動物のふん尿 ⑱ 動物の死体 ⑲ ばいじん ⑳ 政令第13号廃棄物 以上17種類 (石綿含有産業廃棄物 <u>含む</u> ・ 除く) (水銀使用製品産業廃棄物 <u>含む</u> ・ 除く) (水銀含有ばいじん等 含む ・ <u>除く</u>) 限定 <u>有り</u> <u>無し</u> 限定及び石綿・水銀の取り扱いは、別紙のとおり	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号 電話番号 03-3678-0111	
	事業場	〒 別紙のとおり 電話番号 〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類の数量	運搬車両 149台 他の施設(容器等) <u>有り</u> 無し	
<small>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</small>		
※ 事 務 処 理 欄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、この申請書による申請に対する処分がされるまでの間は、申請者の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含みます。)の収集運搬業又は処理業の従前の許可は、なおその効力を有します。 (日本工業規格 A列4番)		

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社「京葉興業」
代表取締役 鈴木 宏和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司

許可の年月日 平成30年 2月 4日

許可の有効年月日 平成37年 2月 3日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
鋳さい
がれき類(*)
ばいじん
処分するために処理したもの
以上17種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石棉含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和52年 3月14日	指令製第1457号	新規許可
平成23年 2月 4日	指令産廃第9-1181号	更新許可
平成24年 1月30日	指令産廃第17-15号	優良確認
平成29年 9月15日	-	変更届（水銀使用製品産業廃棄物の明示）
平成30年 2月 4日	指令産廃第9-1251号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)